

手数料および返戻金制度について

(手数料について)

手数料は、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 35% または 300 万円のいずれか高い方を成功報酬とする。

(返戻金制度に関する制度)

当社の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退社または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から以下に定める金額を求人者に返還します。

入社後 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%

なお、返戻金制度は有料職業紹介契約書に別の定めをする場合があります。

以上